

平均給与額算定書

被災職員の氏名 及び生年月日	岡山太郎 〇〇年〇〇月〇〇日生	補償の種類	〇〇〇〇〇〇一時金
-------------------	---------------------------	-------	-----------

1 平均給与額算定内訳						
災害発生の日の属する月の前月の末日から起算して過去3月間の給与 (通勤手当については、地方公務員災害補償法施行規則第3条第5項に規定する各月ごとの合計額)						
給与期間	20年4月1日から 20年4月30日まで	20年5月1日から 20年5月31日まで	20年6月1日から 20年6月30日まで	計	備考	
総日数	30日	31日	30日	91日	〇20.1.1 行政 5-8昇給	
勤務した日数	22日	23日	20日	65日		
控除日数	0日	0日	4日	4日		
給 与	給料	276,800円	276,800円	276,800円	830,400円	病気休暇 6月17日~20日 なお上記の日に 時間外勤務手当 1,150円が支払われた
	扶養手当	21,500円	21,500円	21,500円	64,500円	
	調整手当	8,949円	8,949円	8,949円	26,847円	
	住居手当	27,000円	27,000円	27,000円	81,000円	
	通勤手当	7,600円	7,600円	7,600円	22,800円	
	時間外勤務手当	10,467円	8,377円	5,611円	24,455円	
	宿日直手当					
	計	352,316円	350,226円	347,460円	1,050,002円	
(A) 法第2条第4項本文による金額			寒冷地手当			
(給与総額) (総日数)			〔災害発生の日の属する月の前月の末日以前における 直近の寒冷地手当の支給日に支給された寒冷地手当 の額〕			
1,050,002円 ÷ 91 = 11,538円 48銭 (イ)			円 × 5 ÷ 365 = 円 銭 (ロ)			
(イ) + (ロ) =			11,538円 48銭			
(B) 法第2条第4項ただし書による金額						
〔日、時間又は出来高払制によ って定められた給与の総額〕 (勤務した日数)						
24,455円 ÷ 65 × $\frac{60}{100}$ = 225円 73銭 (ハ)						
(その他の給与の総額) (総日数)						
1,025,547円 ÷ 91 = 11,269円 74銭 (ニ)						
(ロ) + (ハ) + (ニ) = 11,495円 47銭						
(C) 法第2条第6項による金額 (同条第4項本文計算)						
(寒冷地手当の額) (控除日の属する月の給与の月額) (その月の総日数) (控除日数) (減額された給与の額)						
$\left[\frac{\quad}{365} + 341,849 \div 30 \right] \times 4 - \quad = 45,579円 86銭 (ホ)$						
(控除日の勤務に対して支払われた時間外勤務手当等の合計額) 1,150円 銭 (ヘ)						
(ホ) + (ヘ) = 46,729円 86銭 (ト)						
(寒冷地手当の額) (総日数) (給与総額) (ト)						
$\left[\frac{\quad}{365} \times \quad \right] + 1,050,002 - 46,729円 86銭 = 11,531円 86銭$						
(総日数) (控除日数)						
91日 - 4日						
(C) 法第2条第6項による金額 (同条第4項ただし書計算)						
〔日、時間又は出来高払制によ って定められた給 与の総額 (控除日に支払われたものを除く)〕 (勤務した日数) (控除日を除く)						
23,305円 ÷ 61 × $\frac{60}{100}$ = 229円 22銭 (チ)						
(寒冷地手当の額) (総日数) (その他の給与の総額) (ホ)						
$\left[\frac{\quad}{365} \times \quad \right] + 1,025,547 - 45,579円 86銭 = 11,263円 99銭 (リ)$						
(総日数) (控除日数)						
91日 - 4日						
(チ) + (リ) = 11,493円 21銭						

〔注意事項〕別紙参照。

(D) 規則第3条第1項による金額 (給与総額) (総日数)		
円÷	=	円 銭
① 災害発生日(平成 14年 7月 15日)における基本的給与の月額 行政 職給料表 5 級 7 号給		② 補償事由発生日(平成 15年 4月 2日)における基本的給与の月額 行政 職給料表 5 級 8 号給
給料 276,800 円 扶養手当 21,500 円 調整手当 8,949 円 特勤手当又はへき地勤手当 円 計 307,249 円		給料 285,000 円 扶養手当 21,500 円 調整手当 9,195 円 特勤手当又はへき地勤手当 円 計 315,695 円
(E) 規則第3条第2項による金額 (基本的給与の月額①)		
円÷30=		円 銭
(F) 規則第3条第3項による金額 (基本的給与の月額②)		
315,695 円÷30=		10,523 円 16 銭
(G) 規則第3条第4項による金額		
災害発生日を補償事由発生日とみなして(F)の例により計算した額 (基本的給与の月額①)		
円÷30=		円 銭(ヌ)
(ヌ)及び(A)(B)(C)(C«)(D)(E)のうち最も高い金額		
円 銭(ル)		
(ル) (総務大臣が定める率)		
円 銭× =		円 銭
規則第3条第6項による金額	(H) 離職後に補償を行うべき事由が生じた場合の金額 補償事由発生日を採用の日とみなして(E)の例により計算した額 (基本的給与の月額w)	
	円÷30= 円 銭	
	(I) 離職後に補償を行うべき事由が生じ、かつ、補償事由発生日が災害発生日の属する年度の翌々年度以降に属する場合の金額	
	災害発生日を補償事由発生日とみなして(F)の例により計算した額 (基本的給与の月額q)	
	円÷30= 円 銭(ヲ)	
(ヲ)及び(A)(B)(C)(C«)(D)(E)のうち最も高い金額		
円 銭(ワ)		
(ワ) (総務大臣が定める率)		
円 銭× =		円 銭
(J) (H) (I) 以外の金額		
円 銭		
(K) 規則第3条第7項による金額		
4,250		円
(L) 法第2条第11項又は第13項による金額 法第2条第11項又は第13項の基準日における年齢 歳		
最高限度額	最低限度額	昭和61年改正法附則第5条の規定による経過措置の適用 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
円	円	
2 平均給与額		
11,539		円 (A) による金額
* 平均給与額の算定内訳は上記のとおりであることを証明します。 平成 ○○年 ○○月 ○○日		
所属部局の		
所在地 ○○市○○町○○番地		
名称 ○○市○○部総務課		
長の職・氏名 課長 ○ ○ ○ ○		



※添付書類(主なもの)
 ・被災及び被災前3か月間に支給された給与の明細
 ・災害発生日及び補償事由発生日の属する月における給与の明細
 ・ベースアップによる上記給与の遡及改定後の額が確認できる書類
 ・被災月及び被災前3か月の出勤簿、休暇処理簿、時間外実績簿